

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は豊中市青少年健全育成会と称する。

(目的)

第2条 本会は豊中市内の各地域において、青少年健全育成に関わる者が有機的な連携のもと自主的に非行化防止等の活動を推進し、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、中学校区又は義務教育学校区（以下「中学校区等」という。）ごとに青少年健全育成会を組織するとともに、本会の運営及び中学校区等相互の連絡調整を図るため、豊中市青少年健全育成協議会を設ける。

(事務局)

第4条 本会の事務局は豊中市教育委員会事務局児童生徒課生徒指導係内におく。

第2章 中学校区青少年健全育成会

(組織)

第5条 中学校区青少年健全育成会（以下「健全育成会」という）は当該中学校区等の区域内に住所を有する市民のうち、第2条の主旨に賛同する者（「推進委員」という）をもつて組織する。

(役員)

第6条 役員として会長、副会長、書記、会計をおく。

2 前項の役員をもつて役員会を構成する。

3 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は健全育成会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は庶務一般を行う。

4 会計は会計事務を行う。

(会議)

第8条 役員会ならびに全体会を開く。

(活動)

第9条 健全育成会は次の活動を自主的、創造的に行う。

① 非行化防止のための企画、広報、啓発活動

② 社会環境の浄化促進

③ 非行化防止等に関する情報交換

④ 青少年健全育成に関わる機関、団体との連携

⑤ その他目的達成のための必要な活動

第3章 豊中市青少年健全育成協議会

(構成)

第10条 豊中市青少年健全育成協議会（以下「協議会」という）は、各中学校区青少年健全育成会会長・豊中市立学校関係代表・豊中市教育委員会代表・豊中市の関係機関代表・豊中市青少年問題協議会代表・豊中市PTA連合協議会代表及びその他会長が必要と認めらる者（以下「協議会委員」という）をもつて構成する。

(役員)

第11条 役員として会長、副会長、書記、会計、監事をおく。なお、各役職の人数はいずれも

若干名とする。

2 前項の役員をもって役員会を構成する。

(役員を選出)

第12条 役員は協議会において選出する。

2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は庶務一般を行う。

4 会計は会計事務を行う。

5 監事は会計に関する事務を監査する。

(顧問及び参与)

第14条 協議会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問は、会長が協議会会長経験者及び本会に顕著な功績のあった者を、協議会の承認を得て委嘱する。

3 参与は、会長が青少年健全育成に関わる関係機関・団体の代表者を、協議会の承認を得て委嘱する。

4 顧問、参与は会長のそれぞれの諮問に応じ、必要な事項について意見を述べる。

(会議)

第15条 役員会及び協議会を開く。

2 役員会及び協議会は会長がこれを招集する。

(協議事項)

第16条 協議会は次の協議を行う。

- ① 各中学校区健全育成会相互の非行化防止のための情報交換・連絡調整
- ② 全市にわたる非行化防止のための企画・広報啓発
- ③ 各健全育成会及び青少年健全育成会にかかわる機関・団体との連携
- ④ 学校関係者との連絡会
- ⑤ その他目的達成に必要な事項

第4章 経費

(経費)

第17条 各健全育成会及び協議会の運営に要する経費は、児童生徒支援費の予算等をあてる。

附則

1. 豊中市青少年健全育成会の運営について必要な事項は、別に定める。
2. 本規約の改正等については協議会委員の出席者の過半数をもって決する。
3. この規約は昭和60年6月29日から施行する。
4. この規約は昭和62年4月18日一部改正する。
5. この規約は平成2年3月10日一部改正する。
6. この規約は平成23年5月12日一部改正する。
7. この規約は平成27年4月16日一部改正する。
8. この規約は平成30年4月5日一部改正する。
9. この規約は令和3年3月5日一部改正する。
10. この規約は令和3年5月24日一部改正する。
11. この規約は令和5年4月1日一部改正する。